○草津市青少年問題協議会規則

昭和36年1月25日
規則第1号

(趣旨)

第1条　この規則は、草津市青少年問題協議会設置条例(昭和36年草津市条例第2号)第5条の規定に基づき、草津市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条　協議会の専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(表決数)

第3条　協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事および書記)

第4条　協議会に幹事および書記若干人を置く。

2　幹事および書記は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

3　幹事は、協議会の委員および専門委員を助け、所掌事務を処理する。

4　書記は、委員および幹事の命を受けて、協議会の庶務に従事する。

(雑則)

第5条　この規則に定めるものを除くほか、協議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(昭和53年12月25日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。